

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 長期包括運営委託契約書（案） 新旧対照表

※本新旧対照表は、入札参加者の参考として作成しているものであり、長期包括運営委託契約書（案）の一部を構成するものではない。

長期包括運営委託契約書（案）（令和6年5月公表版）	長期包括運営委託契約書（案）（令和6年1月公表版）
<p>（発注者の責任） 第10条 発注者は、次の各号に示す事項を自己の責任において行う。 （略） （3） 発注者が申請すべき各種許認可等の申請</p>	<p>（発注者の責任） 第10条 発注者は、次の各号に示す事項を自己の責任において行う。 （略） （3） 県が申請すべき各種許認可等の申請</p>
<p>（保険等） 第12条 受注者は、運転・維持管理業務の実施に当たり、労働者災害補償保険その他の保険を、自らの責任及び負担において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。ただし、受注者は、本条に基づく保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証書の内容について発注者の確認を得なければならない。</p>	<p>（保険等） 第12条 受注者は、運転・維持管理業務の実施に当たり、火災保険（これに準ずるものを含む。）、労働者災害補償保険その他の保険を、自らの責任及び負担において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。ただし、受注者は、本条に基づく保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証書の内容について発注者の確認を得なければならない。</p>
<p>（業務従事者の確保） 第16条 （略） 3 受注者は、前項に定める総括責任者等を変更する場合には、運転・維持管理業務の総括責任者、ポンプ設備の責任者、電気主任技術者、廃棄物処理施設技術者、長期更新計画策定の技術者については発注者の事前の承諾を得た上で、また、エネルギー管理員、水質検査の従事者、その他必要となる有資格者については発注者に事前に通知した上で、前項に定める要件を満たし、かつ、変更前の総括責任者等と同等以上の者を配置しなければならない。なお、この契約の締結日から運転・維持管理開始日（第1期）までの期間においては、提案書類で提案された総括責任者等の変更を発注者は原則として認めず、また、運転・維持管理開始日（第1期）から提案書類で長期更新計画策定の開始予定日として提案された日までの期間においては、提案書類で提案された長期更新計画策定の技術者の変更を発注者は原則として認めない。</p>	<p>（業務従事者の確保） 第16条 （略） 3 受注者は、前項に定める総括責任者等を変更する場合には、運転・維持管理業務の総括責任者、ポンプ設備の責任者、電気主任技術者、廃棄物処理施設技術者、長期更新計画策定の技術者については発注者の事前の承諾を得た上で、また、エネルギー管理員、水質検査の従事者、その他必要となる有資格者については発注者に事前に通知した上で、前項に定める要件を満たし、かつ、変更前の総括責任者等と同等以上の者を配置しなければならない。なお、この契約の締結日から運転・維持管理開始日（第1期）までの期間においては、提案書類で提案された総括責任者等の変更を発注者は原則として認めない。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 長期包括運営委託契約書（案） 新旧対照表

長期包括運営委託契約書（案）（令和6年5月公表版）				長期包括運営委託契約書（案）（令和6年1月公表版）			
（異常事態への対応） 第32条 受注者は、本事業対象施設の運転・維持管理業務の実施中に異常事態が発生したときは、 発注者 に報告しなければならない。なお、給水停止の判断は、原則として 発注者 が行うが、緊急時は、この限りではない。				（異常事態への対応） 第32条 受注者は、本事業対象施設の運転・維持管理業務の実施中に異常事態が発生したときは、 県 に報告しなければならない。なお、給水停止の判断は、原則として 県 が行うが、緊急時は、この限りではない。			
3 物価変動等によるサービス対価の見直し（第36条） （1）物価変動等の指標				3 物価変動等によるサービス対価の見直し（第36条） （1）物価変動等の指標			
費目	内訳	変動対象	物価変動等の指標	費目	内訳	変動対象	物価変動等の指標
サービス対価A	人件費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 1 表賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）	サービス対価A	人件費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 6 表 実質 賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）
	ユーティリティ費				ユーティリティ費		
	うち電気料金	○	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道／ 電力 」（日本銀行調査統計局）		うち電気料金	○	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	うちガス料金	○	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道／ 都市ガス 」（日本銀行調査統計局）		うちガス料金	○	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	委託費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 1 表賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）		委託費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 6 表 実質 賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）
サービス対価B	長期更新計画策定費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 1 表賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）	サービス対価B	長期更新計画策定費	○	毎月勤労統計調査「時系列第 6 表 実質 賃金指数／現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）

以上